

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

大規模災害時において職員が行う救助作業や被災者支援業務等に対する特殊勤務手当を新設するもの

2 新設する手当の名称

災害応急作業等手当

3 対象となる作業

異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害救助、被災者支援又はこれに相当する作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの

4 支給額

勤務1日につき840円以内の額(当該作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は勤務1日につき1,680円以内の額)

5 施行日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用